

この寄附は岡垣中学校父

自会其日駆逐され、前國に歸る。

第一回定例議会は、三月二十

六日午後五時五〇分閉会した。

税務署たより

には所得税がかかります
わからないでは損をしま

には、税金のことを考えねばなりません。わからないことは、損をしないようなんでも気軽に税務署、又は役場税務課にご相談下さい。

こんなときは、ケンと安い(1)自分の居住している居住用資産を譲渡した場合

(2)居住財産、および事業用資産を買い換え、または交換したとき

(3)土地等を公共事業用地として買いとられた場合

(3) 土地建物を国や、地方公共団体等によって収用された場合
(4) 資産を法人に現物出資した場合
(5) 以上の外、本来の譲渡とはいえないが、次のような場合も所得税法上、時価により譲渡があつたものとみなして課税されることになっています。

△贈与や遺贈 △低額譲渡

これらの場合にも、課税されない場合および低額課税ですむことがありますので税務署にご相談下さい。

期間は、受ける権利の発生した日から五年間となっています。福祉年金の支給が始まった昭和三十四年十一月一日に年金を受ける権利のあつた七十才以上の老令の方、身体障害の方、母子世帯の方は、本年十月三十一日までに、昭和三十四年十一月二日以降に年金を受ける権利のあつた人はそれぞれ、五年を経過する日までに裁判請求をされないと、時効により、将来の分のみでなく、過去の分についても福祉年金を受けることが出来ません。

A black and white line drawing of a rose bush. It features several roses at different stages of bloom, from tight buds to fully open flowers with distinct petals. The bush is supported by a central stem with several large, serrated leaves.

田舎が送る荷物金、
裁定請求は早くしましょウ

福祉年金の裁定を請求できる。期間は、受ける権利の発生した日から五年間となっています。福社年金の支給が始まつた昭和二十四年十一月一日二年金と受
あとになつて一世一かく貰えたものが！」と後悔されることのないよう一日も早く役場「住民課」で裁定請求をして下さい。

歳出の部		本年度	前年度
款項			
(1)議会費	費	6,618	5,976
1町議会費	費	6,618	5,976
(2)総務費	費	27,657	25,036
1総務管理費	費	20,157	17,395
2徴税費	費	5,235	4,894
3戸籍住民登録費	費	2,000	1,929
4選挙委員会費	費	171	744
5統計調査費	費	28	18
6監査費	費	66	56
(3)民生費	費	14,969	13,248
1社会福祉費	費	11,328	10,161
2児童保育費	費	3,446	2,997
3生活保護費	費	195	90
(4)衛生費	費	4,122	2,952
1保健衛生費	費	2,879	2,743
2清掃費	費	1,243	209
(5)労働費	費	12,483	6,582
1失業対策費	費	12,483	6,582
(6)農林水産業費	費	38,474	9,993
1農業費	費	38,269	9,703
2林業費	費	115	171
3水産業費	費	90	119
(7)商工費	費	523	505
1商工費	費	523	505
(8)土木費	費	16,115	5,882
1土木路管橋川宅費	費	2,645	1,906
2道路費	費	3,412	1,638
3河川費	費	2,077	1,720
4住宅費	費	7,981	618
(9)消防費	費	1,443	1,152
1消防費	費	1,443	1,152
(10)教育費	費	49,935	118,772
1教育総務費	費	3,979	4,172
2小学校費	費	40,338	110,306
3中学校費	費	4,622	3,563
4社会教育費	費	831	601
5保健費	費	165	130
(11)災害復旧費	費	52	381
1農林水産災害復旧費	費	41	0
2建設省災害復旧費	費	11	381
(12)公債費	費	4,805	4,839
1公債費	費	4,805	4,839
(13)諸支出金	金	1	170
1普通財産取得税	金	1	0
2繰出金	金	0	170
(14)予備費	費	739	2,000
1予備費	費	739	2,000
合計		177,936	197,488

昭和39年度岡垣町歳入歳出予算

歳入の部		(単位千円)	
款項	本年度	前年度	
(1)町 税			
1町民税	8,826	8,802	
2固定資産税	14,962	14,514	
3軽自動車税	859	729	
4市町村たばこ消費税	5,000	4,400	
5電気ガス税	2,600	2,600	
6木材引取税	100	130	
(2)国有提供施設所在 市町村助成交付金	3,860	4,000	
1国有提供施設所在 市町村助成交付金	3,860	4,000	
(3)地 方 交 付 税	39,520	30,000	
1地方交付税	39,520	30,000	
(4)分担金及び負担金	653	788	
1分 担 金	1	120	
2負 担 金	652	668	
(5)使用料及び手数料	660	652	
1使 用 料	110	118	
2手 数 料	550	534	
(6)国 庫 支 出 金	70,005	103,042	
1国庫負担金	1,626	1,503	
2国庫補助金	67,885	101,100	
3委託金	494	439	
(7)県 支 出 金	3,907	2,647	
1県負担金	399	509	
2県補助金	3,167	1,799	
3委託金	341	339	
(8)財 産 収 入	9,685	10,044	
1財産運用収入	3,099	3,039	
2財産売払収入	6,586	7,005	
(9)寄 附 金	2	101	
1寄 附 金	2	101	
(10)繰 入 金	0	0	
(11)繰 越 金	8,194	6,400	
1繰 越 金	8,194	6,400	
(12)諸 収 入	5,703	7,639	
1延滞金加算金及過料	53	50	
2町預金利子	100	100	
3貸付金収入	100	100	
4収益事業収入	1,000	1,000	
5雜 収 入	4,450	6,389	
(13)町 債 債	3,400	1,000	
1町 債 債	3,400	1,000	
合 計	177,936	197,488	

話し合い

(二)

三、ねらいと効果

(1) 婦人が家庭の中にばかりとじこもっていると、考え方が狭くなり、社会の動きからとり残される心配もあります。みんなと話し合うことにより、悩みを越えて気分も明るくなり、新しい知識もとり入れることができます。

(2) 自分一人で悩んでいた問題も、話し合ってみると、みんなの共通の悩みだということが分るようになります。

社会福祉協議会並

に寿会に香典返し

として寄附

上高倉

故安部耕兵衛氏

(七十八才)

昭和三十九年二月十九日
死亡、香典返しとして、
社協並に寿会へ。

安部一夫氏より

吉木

故西サメ氏(八十一才)

昭和三十九年二月二十七日
死亡

西一郎氏より社協へ

新松原
故吉田貞治氏(六十三才)

昭和三十九年三月十四日
死亡、香典返しとして、
吉田修氏より社協へ

(一) 隣近所に親しい和やかな人間関係が生れ、お互いに助け合いができるようになります。

(二) 話し合い学習は勉強の一つの方法ですから、井戸端会議と違ひ、次のような特徴があります

(3) 参加者にはつきりした目標や、一致した願いがある。

(4) 問題を解決するために計画をもつてている。

(5) みんなが心を合わせて協力し、責任を分けあっている。

(6) みんながよい仲間になるようと努力し、みんなの手で運営されている。

(7) みんなが心を合わせて協力し、責任を分けあっている。

(8) 一度でおわることなく、続いている。

(9) 学習をよりよく伸すために正しい助言をうけることや、適当な教材が用意されている

(10) 大勢の人たちと手を結ぶ窓口を開いている。

(11) こういった効果があるだけにおかなくてはなりません。

(12) 「話し合い学習はダメだ」という人がいますが、それは話し合いの形だけをまねしたものや、話し合い学習の進め方についての研究がたりなかつたり、学習の効果を高めるための方法が研究されていない場合なのです。

(13) 話し合い学習を育てるためには充分の計画や、準備が必要なのです。

(14) 婦人週間は、婦人の地位向上のための運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日から一週間、全国的に運動が行われています。この週間の実施にあたって、労働省では、例年特定のテーマを選んで運動をすすめていますが、ことしほりつぎのとおり行なうことになっています。

(15) テーマ

第十六回婦人週間

農業後継者の育成について

最近農村人口の流失の中心は農村の青少年であり新規学校卒業者の中で農業に就労している人は全国で約八万一千人で、農家の後継者補充率は約二〇%と

言われております。

従ってこの数字が示しているように如何に少ないかがわかります、又この農業後継者の確保はどうするか?という事にて政府及関係機関に於て現在色々な角度より検討されております。

1 アメリカに於ける父子契約の概要

(イ) 試案協定

これは父と息子の協定で最も簡単で形式ばらないものであり、これは息子に農業に関する知識を教える事を主な目的

(ロ) 農場部門協定

これは息子がフルタイム、農場で働くようになった時に父と息子との間で賃金協定を結ぶものであり、これは息子に賃金のみを支払い利潤は与え

城山登山

※ 公共の場や、集会の場を

①ちらさない

②こわさない

③よごさない

三ない運動

をすすめよう

※ 町を美しくする運動高揚日

五月三日 県下一齊早朝清掃日

※ 親切運動をすすめよう

※ 大勢参加して下さい。頂上で十二時頂上、一時間昼食、約三十分で赤間に下る。

※ 携行品 昼食、水筒、バスケット、十円位

(1) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(2) 社会の動きに対応して弾力性をもって家庭の管理にあたる家庭の意義について認識を深める。

(3) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(4) 婦人がはたすべき役わりについて検討する。

(5) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(6) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(7) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(8) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(9) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(10) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(11) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(12) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(13) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(14) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(15) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(16) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(17) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(18) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(19) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(20) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(21) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(22) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(23) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(24) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(25) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(26) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(27) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(28) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(29) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(30) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(31) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(32) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(33) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(34) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(35) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(36) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(37) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(38) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(39) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(40) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(41) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(42) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(43) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(44) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(45) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(46) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(47) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(48) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(49) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(50) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(51) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(52) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(53) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(54) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(55) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(56) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(57) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(58) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(59) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(60) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(61) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(62) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(63) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(64) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(65) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(66) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(67) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(68) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(69) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(70) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(71) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(72) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(73) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(74) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(75) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(76) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(77) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(78) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(79) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(80) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(81) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(82) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(83) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(84) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(85) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(86) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(87) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(88) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(89) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(90) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(91) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(92) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(93) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(94) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(95) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

定は一時的なもので息子が農場の経験を得たいと思っている場合の一ヶ月間に適しているといえよう。

(1) 賃金及び所得分配協定

息子が父の農場に労働を提供し、父は全資産を所有し経営費を全額負担し、経営を主宰するものである。父は息子に賃金を支払う事とし、なお剩余所得がある場合、分配する方法である。

(2) 共同経営協定

これは父と息子とが共同して経営を行うものである。

息子が家畜、農機具、その他の動産と労働とを提供し、父が不動産を提供する方法で収益の配分は父と息子の提供了土地労働及資本に比例してなされる。

○外貨貸借協定 農場譲渡協定等がありますが、今回はこれ位に致します。

(農業委員会)

菊のさし芽

苗半作という言葉がありますが、菊ではとくに苗のさし芽から定植して第一回の心を止めるまでが大切です。次に、もともと注意しなければならない点をあげてみましょう。

○苗は茎の頂上で、指でおすとパチリと折れるぐらいに若い部分を使います。折れまがつたりハサミで切るような、かたい茎は発根がおくれます。したがってよい苗はできません。

○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗ってよい葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。

○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗ってよい葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。

○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗ってよい葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。

○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗ってよい葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。

○さし芽は開いた葉の四枚目の節のすぐ下で切り、四枚目の葉は落します。切口は水で洗ってよい葉の枚数が少ないと根が片よって出るのでよい苗ができません。

狂犬病の予防注射の実施について

狂犬病については、すでに皆様も御承知のとおり、人が狂犬に咬まれて発病しますと、現代の医学では治療の方法がなく、た

だ無残な死をまつという悲惨な疾病であります。狂犬病を予防すればなりません。

狂犬病予防注射を受け、注射済付を受けて、犬の首輪につけておかねばなりません。

○毎年二回（四月及十月）犬に狂犬病予防注射を受け、注射済証を首輪につけていなければなりません。注射料は各々一五〇円です。

本町に於ては左記により、一齊に登録及注射を致しますので犬の所有者は登録料一五〇円、注射料一五〇円、計四〇〇円持合はその旨届出下さい。

花いっぱい運動 春の種播き

昭和39年は東京オリンピックの年でもある。大いに新生活運動を推進したい。その一環である花いっぱい運動の参考に。

1 播き時期

① 3月下旬播

金魚草、アスター、コリウス、貝細工、カーネーション、西洋ナデシコ、桔梗、ペチュニヤ、サルビア、西洋松虫草

② 4月下旬播

かつこうあざみ、鶴頭、ホウセンカ、クレオメ、コスモス千日草、ルコウ草、花菖蒲、万寿菊、孔雀草、オジキ草、金蓮草、松葉牡丹、ストケシャ、日々草、ヒマワリ、トレニヤ、百日草

③ 5月上旬播

朝顔、夕顔——印は秋まで咲く花

2 播き場所

排水と日当のよい所

3 播き土

清潔な土 病害虫や雑草の種子がなく運作でない土

ふわふわした土 肥料分は中位 有機物をかなり含んでいる

4 播種床の作り方

上記の様な土を良く耕し（深さ20cm位）巾90cm高さ10cm～15cmの畦を作る。良く腐った堆肥や腐葉土、乾燥肥料を上部6～9cmの所に混合する。土塊を良く碎き小さな種ほど床面を平にする。

5 播き方

①撒播 むらなく一面にバラマク方法

②条播 竹等で条を3～6cm毎につけ播く

③点播 朝顔等大粒の種を点々とまく

6 覆土

種の厚さの2～3倍かける 雜草や病菌のない土
極く細い種は覆土はしない

（例）四季咲ベコニヤ、グロキシニヤ、ペチュニヤ、松葉ボタン等

7 日覆

土が乾かぬよう紙か葉を薄くかける。

8 播種後の管理

土が乾かぬよう如露で時々灌水する。発芽を始めるとき日覆をのける。種皮を被って生えるのは灌水不足か覆土不足。密に生えた所は間引する。

9 播き土

腐葉土、畑土、川砂、燐炭、乾燥肥料3:3:3:1:少量
土の消毒は鉄板の上で70～80°Cで15分位加熱する。

10 移植

苗が大きくなると、灌水して根を傷つけぬ様に苗をとり移植する。当分日覆や灌水に注意

11 その他の注意

（イ）土地の悪い所には丈夫なものを作る

例、コスモス、万寿菊、孔雀草、けいとう

（ロ）鶴頭等は早く播き次々播き時季をずらすといつも見られる。

春の花いっぱい運動月間

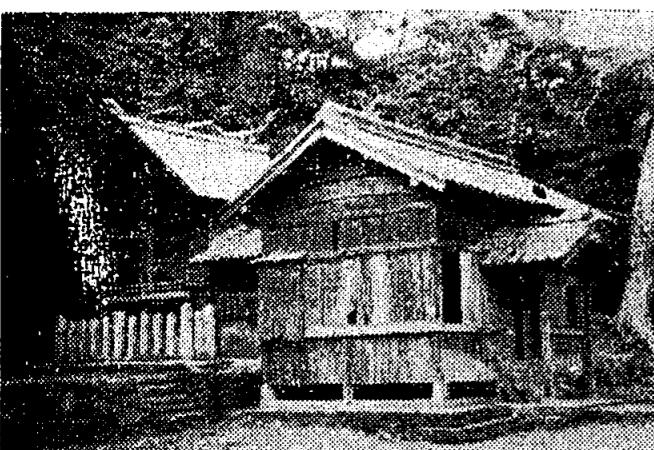
4月11日～5月10日

花いっぱい大会

5月10日 於 甘本市 丸山公園



(上)神の池
(下)大年神社



大年神社

砌、大小の旗を立てられたので、大旗、小旗といったが、今は訛つて大波津、小波津という)にある。祭神は素戔鳴命の御子、大年神で、相殿に素戔鳴命、海童神を祀る。

神功皇后が三韓より帰られる時、此所で年を越されたので、大歳の神を祭ったという。その為鳥居には歳越神社と刻みつけたこともある。

祭日は八月十五日と、十月十五日で、中でも十月十五日の儀式は大変厳肅に行なわれ、変つた古例がある。白米三升三合、神酒、野菜、海藻、薬芯で巻いた雌雄双尾の鰯等を献上するが、それも波津で新婚の花嫁を選んで盛装させ、少女の付添をつけ鳥居のところから、頭の上にのせ、拝殿で神職が受けとり、献餌の儀を行う。皇后が大年神を祀られた時の故実によるのかもしれぬ。

ジフテリヤ	①生後3月～6月（第1期） ②第1期の接種後12月～18月（第2期） ③小学校入学前6月以内（第3期） ④小学校卒業前6月以内（第4期）
急性灰白 ずい炎 (ポリオ)	①生後6月～21月（第1期） (1回2週間～6週間後2回7月後3回) ②第1期終了後12月～18月（第2期） ③経口ポリオワクチンの投与（任意）
日本脳炎	①7日～10日間隔で2回（初回） ②流行の初期1回（追加）
腸チフス	①生後36月～48月（初回） (5日～10日間隔で3回) ②満60才まで毎年1回（追加）
コレラ	5日～7日間隔で2回（臨時）
ほうそう	①生後2月～12月（第1期） ②小学校入学前6月以内（第2期） ③小学校卒業前6月以内（第3期）
はっしん チフス	7日～10日間隔で2回（臨時）

予防接種は必ずうけよう

一その種類と実施時期一

法律で定められた传染病は、法定伝染病十一種と、指定伝染病一種、届け出伝染病十六種となっています。普通、法定伝染病と呼んでいるのは、これらの伝染病でも急性の伝染病赤痢、腸チフス、パラチフス、コレラ、ペスト、ほうそう、流行性脳せきづい膜リヤ、しょうこう熱

それにはっしんチフスに急性斑白ずい炎が含まれたものを指しています。これらの伝染病のうち、現在のところ予防ワクチンがないものは、赤痢、しょうとう熱、流行性脳せきづい膜炎となっています。他の九種の伝染病は、それぞれ法律などによつて、予防接種が義務づけられたり、任意接種が規定されたりしています。

そのおもなものをまとめてみると、つぎのとおりです。

二月二三日、平和台を出発し
筥崎、香椎、西戸崎を通り、志
賀島一周のフクニチ駅伝があり
岡垣町体育協会も参加する。全
参加チームは三八で、岡垣は二
九位でゴールイン。

フクニチ駅伝参加

ツク候補選手も走り、総合で昨年
年のタイムを八分も縮め、大会
新記録を出した程で、各チーム
とも強豪ぞろいだったが、岡垣
もよく頑張り、昨年の二時間二
三分四四秒を二時間一七分〇六
秒に縮める。

神功皇后の遺跡に「御菜瀬」（ゴサイゼ）というのがある。一番南の波止場の南の小さな瀬で、大汐の時は歩いて行かれる皇后がここで年を越された時、浦人がここで海藻をとつて搾げたので名づけたのだという。（遠賀郡誌、筑前海史による）

行政訴訟のはなし (1)

明和三十九

(昭和三十九年一月)

銀河系の星では一万五千光年のものがあり、最も遠いものは獅子座の星雲團は約一億光年の距離にあり、計算のしようがない程遠い。

光の速度は無線電信、X線の速度と同じで、毎秒三十万八千杆である。太陽と地球の間は約一億四千九百五十万杆であるから地球までは約八分五秒かかり地球の周囲は一秒八分の一で一周する筈である。

また一光年とは光線が一カ年に走る距離で、約九千四百六十兆杆であるが、シリウス星は太陽との距離八、八光年、ペータケンタウルス星は二九六光年である。

は、いうまでもありません。具体的にどのぐらいの税金を納めるべきかは、法律によって定められているわけですが、税務署の認定がまちがっていいとも限りません。そういう場合、現在のわれわれの感覚では、簡単に泣き寝入りすることはないでしょう。おそらく、税務署にか

けこむことになると思います。そのとき、税務署の方で自分の方の認定はまちがっていないとあくまで言い張るときは、法律で定められている不服申立ての手続きをとることになります。そこでも納税者の言い分が通らなければ、裁判所に訴えを起こすことができます。このように、国、または都道府県、あるいは市町村の機関¹¹いまの例では、税務署長がこれに当たります。一般に、これを行政手といいます。1が公の目的でしたことをめぐって法律上の争いが起きたとき、その争いについて裁判所で裁判してもらうのが行政訴訟と呼ばれるものです。

三、行政は、法律に基づいて、
そうなったのか、簡単に説明
してみましょう。

そうなったのか、簡単に説明してみましょう。

不服のある國民からその取
消しを裁判所に求める訴訟を
いいます。まず、この訴えの
本質について説明します。町
会の有力者たちだけでお祭り
の寄付の人に対してなんらの強
制力をもちません。寄付のい
やな人は、この取決めを無視
できるのは当然です。一方、
税金の場合を考えてみましょ
う。納税者が自分の納めるべ
き税金はもつと少ないはず
だ、税務署がまちがつてい
る。まちがつしたことは拘
束されないと言い張って、税
金を全然納めなかつたら、ど
うなるでしょう。それでは、
国の財政が成り立つていきま
せん。そこで税務署のしたこ
とが、ひどいまちがいで、し
かもだれの目にも明らかにな
らかがいである場合は別とし
て、まちがいが軽いものであ
るときは、納税者は税務署の
したことが取り消されないか
ぎり、これを無視することは
できません。このように、行
政庁が公の権力に基づいて、
これを行なった場合、その行
為にまちがいがあつても、い
ちおう有効なものとしてまか
り通る力を与えられています
が、このような力を消滅させ
るために、裁判所にその取消し
を求めるのが取消訴訟なので
す。國民の言い分に理由があ
れば、すなわち行政庁のした
ことにまちがいがあれば、裁
判所は行政庁のしたことを見
かのぼって取り消します。さ
かのぼって取り消されるので
すから、行政庁は、最初から
なにもしなかったことになり
り、國民に対して、法律上、
何の影響も及ぼさなかつたこ
とになります。税金の例でい
えば、すでに納めたものは返
してもらえるし、まだ納めて
なければ、納めなくてもよい
ことになります。



不服のある國民からその取
消しを裁判所に求める訴訟を
いいます。まず、この訴えの
本質について説明します。町
会の有力者たちだけでお祭り
の寄付の人に対してもんらの強
制力をもちません。寄付のい
やな人は、この取決めを無視
できるのは当然です。一方、
税金の場合を考えてみましょ
う。納税者が自分の納めるべ
き税金はもつと少ないはず
だ、税務署がまちがつてい
る。まちがつしたことは拘
束されないと言い張って、税
金を全然納めなかつたら、ど
うなるでしょう。それでは、
国の財政が成り立つていきま
せん。そこで税務署のしたこ
とが、ひどいまちがいで、し
かもだれの目にも明らかにな
らかがいである場合は別とし
て、まちがいが軽いものであ
るときは、納税者は税務署の
したことが取り消されないか
ぎり、これを無視することは
できません。このように、行
政庁が公の権力に基づいて、
これを行なった場合、その行
為にまちがいがあつても、い
ちおう有効なものとしてまか
り通る力を与えられています
が、このような力を消滅させ
るために、裁判所にその取消し
を求めるのが取消訴訟なので
す。國民の言い分に理由があ
れば、すなわち行政庁のした
ことにまちがいがあれば、裁
判所は行政庁のしたことを見
かのぼって取り消します。さ
かのぼって取り消されるので
すから、行政庁は、最初から
なにもしなかったことになり
り、國民に対して、法律上、
何の影響も及ぼさなかつたこ
とになります。税金の例でい
えば、すでに納めたものは返
してもらえるし、まだ納めて
なければ、納めなくてもよい
ことになります。

不服のある國民からその取
消しを裁判所に求める訴訟を
いいます。まず、この訴えの
本質について説明します。町
会の有力者たちだけでお祭り
の寄付の人に対してもんらの強
制力をもちません。寄付のい
やな人は、この取決めを無視
できるのは当然です。一方、
税金の場合を考えてみましょ
う。納税者が自分の納めるべ
き税金はもつと少ないはず
だ、税務署がまちがつてい
る。まちがつしたことは拘
束されないと言い張って、税
金を全然納めなかつたら、ど
うなるでしょう。それでは、
国の財政が成り立つていきま
せん。そこで税務署のしたこ
とが、ひどいまちがいで、し
かもだれの目にも明らかにな
らかがいである場合は別とし
て、まちがいが軽いものであ
るときは、納税者は税務署の
したことが取り消されないか
ぎり、これを無視することは
できません。このように、行
政庁が公の権力に基づいて、
これを行なった場合、その行
為にまちがいがあつても、い
ちおう有効なものとしてまか
り通る力を与えられています
が、このような力を消滅させ
るために、裁判所にその取消し
を求めるのが取消訴訟なので
す。國民の言い分に理由があ
れば、すなわち行政庁のした
ことにまちがいがあれば、裁
判所は行政庁のしたことを見
かのぼって取り消します。さ
かのぼって取り消されるので
すから、行政庁は、最初から
なにもしなかったことになり
り、國民に対して、法律上、
何の影響も及ぼさなかつたこ
とになります。税金の例でい
えば、すでに納めたものは返
してもらえるし、まだ納めて
なければ、納めなくてもよい
ことになります。